

平成28年度第1回 岡山県脳卒中連携体制検討会議

日 時:平成28年8月25日(木)

18:00~19:30

場 所:ピュアリティまきび2階
「エメラルド」

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 脳卒中の医療連携体制を担う医療機関 平成26、27年度実績の集計について

(2) 脳卒中の医療連携体制を担う医療機関 実績調査の公開について

4 その他

5 閉 会

岡山県脳卒中連携体制検討会議設置要綱

(目的)

第1条 岡山県保健医療計画に基づき、脳卒中の医療に係る連携体制の構築に向け、急性期・回復期・維持期における継続的な治療や、病態に応じたりハビリテーションなど、患者が安心できる生活を支援するために必要な個別の諸課題について検討するため、医療関係者等からなる岡山県脳卒中連携体制検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、脳卒中の医療に係る次の事項について協議し、及び検討する。

- (1) 地域連携クリティカルパスの推進
- (2) 連携の推進状況を把握するための指標（目標とする指標を含む。）
- (3) その他脳卒中の医療における医療連携体制の構築に関すること

(組織)

第3条 検討会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、医療関係者、消防関係者等のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、岡山県保健福祉部医療推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月9日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、この要綱の施行後、就任した委員の最初の任期は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。

岡山県脳卒中連携体制検討会議 委員名簿

氏名	所属・職名	選定理由	備考
阿部 康二	岡山大学大学院 神経内科教授	県南東部主要病院	
井上 剛	川崎医科大学附属川崎病院 脳卒中科副部長	県南東部主要病院	
梅田 みちる	岡山市立市民病院 副看護部長	岡山県看護協会推薦者	
肥塚 修治	倉敷市消防局 副参事兼警防課長	岡山県消防長会推薦	
田中 茂人	岡山県医師会 理事	岡山県医師会推薦	
徳山 雅之	岡山県備中保健所 所長	岡山県保健所長会推薦	
松本 健五	岡山県病院協会 理事 (岡山市立市民病院 院長)	岡山県病院協会推薦	
真邊 泰宏	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター 神経内科医長	県南東部主要病院	
森田 能子	岡山リハビリテーション病院 診療部長	県南東部主要病院	
八木田 佳樹	川崎医科大学附属病院 脳卒中科部長	県南西部主要病院	
山形 専	倉敷中央病院 院長	県南西部主要病院	
吉田 秀行	津山中央病院 脳神経外科部長	県北部主要病院	

(五十音順)

平成28年度第1回 岡山県脳卒中連携体制検討会議 出席者名簿

(委員)

所 属・職 名	氏 名	備 考
岡山大学大学院 神経内科教授	阿 部 康 二	
川崎医科大学附属川崎病院 脳卒中科副部長	井 上 剛	
岡山市立市民病院 看護師長	梅 田 みちる	
倉敷市消防局 副参事兼警防課長	肥 塚 修 治	随行 中田 正樹
岡山県備中保健所 所長	徳 山 雅 之	
岡山県病院協会 理事 (岡山市立市民病院 院長)	松 本 健 五	
独立行政法人国立病院機構岡山医療センター神経内科医長	真 邊 泰 宏	
岡山リハビリテーション病院 診療部長	森 田 能 子	
川崎医科大学附属病院 脳卒中科部長	八木田 佳 樹	
倉敷中央病院 院長	山 形 専	

(委員五十音順)

(事務局)

岡山県保健福祉部医療推進課 課 長	則 安 俊 昭	
〃 総括副参事	高 原 典 章	
〃 主 任	大 原 佳央里	
〃 主 任	熊 谷 みゆき	